

南部町・南部川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、南部町・南部川村合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額7,500円とする。ただし、地方公共団体の長その他の常勤職員については、これを支給しない。

（費用弁償の額）

第3条 協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する町村の例により、旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の規定は、委員以外の者が協議会の依頼に応じ旅行をした場合についても準用する。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成14年 月 日から施行する。